

特別養護老人ホーム緑風苑
指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人慈誠会が開設する特別養護老人ホーム緑風苑指定訪問介護事業所（以下「緑風苑事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び予防訪問介護・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、通院等の乗車又は降車の介助、その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当っては、関連市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム緑風苑 訪問介護事業所
- 2 所在地 栃木県栃木市藤岡町中根 3 5 5 - 2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（常勤職員、兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自ら指定訪問介護の提供に当るものとする
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士 1 名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用を申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自ら指定訪問介護の提供に当るものとする。

- 3 訪問介護員等 2級課程修了者2名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 1 身体介護
- 2 生活援助
- 3 通院（乗降）介助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1 事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 200円
- 2 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 400円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、栃木市、小山市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後1か月以内

2 維持研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成23年7月15日から施行する。

この規定は、平成27年3月21日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。